

相続税委任契約書

(安心プラン用)



税 理 士・証券アナリスト・不動産公認コンサルタント

天池&パートナーズ税理士事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-2 K-WINGビル6F
TEL:03-5215-7580 FAX:03-5215-8522 MOB:080-6770-5005

委 託 契 約 書

委任者相続人（以下「甲ら」という。）は、受任者税理士天池健治（以下「乙」という。）と、相続税（以下「本件相続税」という。）にかかる**税務代理及び税務書類の作成**について、下記の通りの委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第一条（委任の範囲）

- 1 甲らは、乙に対し、**本件相続税の申告にかかる税務代理及び税務書類の作成を委任する**。
但し、本件相続税の更正の請求、修正申告、訂正申告及び不服申し立てにかかる税務代理及び税務書類の作成等は、本契約の委任の範囲に含まれない。
- 2 甲らが、乙に対し、本件相続税の申告及び納付にかかる物納申請及び延納申請の税務代理及び申請書類作成を委任する場合、その委任契約は、本書と別の書面でなければ、その効力を生じない。

第二条（資料等の提示）

- 1 甲らは、乙に対し、**前条第1項の委任業務の遂行に必要な説明、書類、帳簿その他の記録（以下「資料等」という。）をその責任と費用負担において提供する**。
- 2 甲らは、乙から資料等（本契約書の押印返送を含む）を提供するよう要請があった場合、その**要請があった日から2週間以内**に乙に対し資料等の提供をしなければならない。
- 3 **前項の資料等の提供が本契約の委任業務を遂行するために通常要する期間を経過した後になされた場合、それに基づく不利益は甲らにおいて負担する。前項の資料等の提供が上記2の期間を経過した場合、乙は、甲らに催告することなく本契約を解約できる**。
- 4 甲らの乙に対する資料等の提供に不足や誤りがあった場合、その不利益は甲らが負担する。
- 5 甲ら及び乙は、本契約の履行の過程で知り得た甲ら及び乙の秘密（個人情報、節税ノウハウなど）を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。

第三条（財産の評価）

- 1 乙が、相続財産の評価のために地方出張（事務所から50キロ以上の上出張）が必要と判断した場合、その交通費及び宿泊費を甲に請求できるものとします。
- 2 相続財産の評価について、甲らの要請により、不動産鑑定士その他評価鑑定人に依頼する場合にはその鑑定評価額により評価し、また、書画骨董など専門的知識に基づいて評価するものは古物商その他の評価鑑定人による評価によるものとする。
- 3 **前項の鑑定を行った場合、その鑑定費用は甲らの負担とする**。
- 4 **評価鑑定人による評価に基づく相続税の申告に伴う不利益は、甲らが負担する**。

第四条（情報の開示と説明）

- 1 乙は、本契約にかかる委任業務の遂行に当たり、取るべき処理の方法が複数存在し、かつ、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは、甲らに説明し、その承諾を得なければならない。
- 2 甲らが乙から前項の説明を受け承諾をしたときは、当該説明項目に関して後に生じた不利益について、乙はその責任を負わない。

第五条（報酬等）

- 1 第一条第1項の委任業務にかかる乙の報酬は、**定額報酬額 30 万円に最終的に確定した被相続人の遺産総額を基に下表の定率報酬加算額を合計した金額とする。**

但し、報酬額には別途消費税が付加される。

【報酬算式】{定額報酬額（30 万円）+ 定率報酬加算額（A × B + C）} × 申告期限加算

A.遺産総額	B.報酬率	C.加算額
0 円 ～ 100,000,000 円	1.000%	0 円
100,000,001 円 ～ 300,000,000 円	0.900%	100,000 円
300,000,001 円 ～ 500,000,000 円	0.800%	400,000 円
500,000,001 円 ～ 1,000,000,000 円	0.700%	900,000 円
1,000,000,001 円 ～ 2,000,000,000 円	0.600%	1,900,000 円
2,000,000,001 円 ～	0.500%	3,900,000 円

※ 上記のA.遺産総額は、借入金等の債務及び葬式費用、小規模宅地等の特例、生命保険や死亡退職金等の非課税額等の控除を行う前の遺産総額をいいます。

なお、上記報酬額には、次のような報酬及び費用は含まないものとします。

- ① 所得税及び消費税の準確定申告や届出書の作成報酬
 - ② 財産評価に必要な資料の取得代行費用
 - ③ 金融機関の残高証明書等の取得代行費用
 - ④ 法定相続情報等の戸籍関係書類の取得代行費用
 - ⑤ 自宅等への訪問をご希望する場合の日当及び交通費などの実費
 - ⑥ 地方出張の為の旅費及び宿泊費
 - ⑦ 延納、物納を行う場合の手続き報酬
 - ⑧ 相続税申告後における訂正申告、修正申告、更正の請求の手続き報酬
 - ⑨ 登記を行う場合の登録免許税、司法書士報酬
 - ⑩ 遺産分割協議書等の法律書類の作成費用
 - ⑪ 税務調査の立会報酬及びそれに係る交通費などの実費
 - ⑫ 相続不動産等の譲渡に関する手数料
- 2 乙が第一条第1項の委任契約の遂行に伴い資料等の収集その他特別な事務に従事した場合、甲らは、乙に対し、日当、旅費及び宿泊料を支払う。
- 但し、日当には別途消費税が付加される。
- 3 相続税の申告期限から委任契約日までの期間が、61日～89日までの場合は第1項の報酬額に1割を加算する。31日から60日までの場合は第1項の報酬額に2割を加算する。また、30日未満の場合は3割を加算する。
- 4 第二条2の資料提出等が申告期限の90日以下となった日に行われた場合は、本条第1項の報酬額に次の加算率により計算した額を加算する。

提出期限までの期間	加算率
61日～89日	1割（10%）
31日～60日	2割（20%）
30日未満	3割（30%）

第六条（報酬等の支払い）

- 1 甲らは、本契約が成立した日から10日以内に、前条第1項の報酬の前金として**金55万円（消費税込み）**を下記の口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は甲らの負担とする。

三井住友 銀行 ○○ 支店（694） 普通預金口座 ○○○○○○○○ 口座名義人 アマイケ ケンジ
--

- 2 甲らは、乙が本件相続税にかかる「相続財産の評価書」を作成して甲らに提供したとき、前条第1項の報酬額の半額を、前項記載の口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は甲らの負担とする。
- 3 甲らは、乙から本件相続税の申告書等の引渡しを受けてから10日以内に、前条第1項の報酬金額を、第1項記載の口座に振り込んで支払う。
但し、振込手数料は甲らの負担とする。
- 4 甲らは、乙からの請求があったとき、前条第2項の日当、旅費及び宿泊料を、第1項記載の口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は甲らの負担とする。
- 5 本条において定められた支払期日までに報酬、日当、旅費及び宿泊料等が指定口座に振り込まれなかったため、乙が甲らに対し履行遅滞となった報酬等の金額を明示してその支払いを請求した場合、甲らは、乙に対し、支払いを請求された金額に対する**支払期日の翌日から支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金**を支払う。

第七条（損害賠償事項と免責事項）

- 1 第一条第1項の委任業務の遂行に際し、**乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙が甲に対して負担する賠償の限度額については、特に定めないものとする。**
- 2 第一条第1項の委任業務の遂行に際し、甲が損害を被った場合においても、乙の業務の基礎となった資料等が客観的事実と相違していたことや乙の委任業務終了後に法令が改正されたことが原因で損害が生じた場合など、その損害が乙の行為又は重大な過失に基づかないときは、乙はその損害を賠償する責を負わない。

第八条（反社会的勢力及び公序良俗に反する迷惑行為等の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア **相手方に対する脅迫的な行為又は暴力を用いる行為及び名誉を棄損する行為**
 - イ **偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為**
 - ウ **業務範囲外の行為を要求、強要する行為**
 - エ **度を越えた頻繁な問い合わせ（電話、メール等）により業務を妨げる行為**

- 2 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、**何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解約することができる。**
- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項(4)各号に記載された行為をした場合

第九条（準拠法及び合意管轄）

本契約については日本法が適用されるものとする。また、本契約に基づく紛争は東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄とする。

第十条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、甲らと乙が協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

第十一条（説明事項の確認）

甲らは、乙から本契約書及び別紙の各事項の説明を受け、必要な事項について承諾したことを、確認する。

以上のとおり、甲らと乙は、委任契約を締結したので、本契約書を作成して記名押印した上、各自が1通ずつ保管する。

令和____年____月____日

住 所 _____

委託者（甲1）相続人 _____ 印

住 所 _____

委託者（甲2）相続人 _____ 印

住 所 _____

委託者（甲3）相続人 _____ 印

住 所 _____

委託者（甲4）相続人 _____ 印

住 所 東京都千代田区麹町 5-2 K-WINGビル6F

受託者（乙） 税理士 天 池 健 治 印